

台風時等における登下校の取り扱い

名古屋市が含まれる警報区域に「暴風警報」または「大雨警報」が発令されている間は、授業を行わないことを原則とし、細部については次のように実施します。

1. 午前6時までに警報が解除された時は、平常授業を行う。
2. 午前6時から午前8時までの間に警報が解除された時は、第3限より授業を行う。午前8時から午前10時までの間に警報が解除された時は、午後から授業を行う。
3. 午前10時を過ぎても警報が解除されない時は、当日の授業は中止する。
4. 授業中に警報が発令されたとき、または警報の発令が見込まれる時は、支障のない限り帰宅させる。
5. テスト時、午前6時に警報が発令されている場合は休校とし、そのテストは別の日に行う。
6. その他の警報が発令されている場合は、通常通りの授業を行うが、登校困難なときは遅刻・欠席扱いとしない。

※ その他の地域に「暴風警報」または「大雨警報」が発令された場合は、通常通りの授業を行うが、登校困難なときは遅刻・欠席扱いとしない。

※ 名古屋市営交通のマヒ時には、上記項目を準用する。

J R・私鉄の場合は平常授業を行うが、登校困難なときは、遅刻・欠席扱いとしない。

＜中学生徒手帳 P40、高校生活の手引き P7より＞

2015年4月1日より施行